

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

新南陽総合支所

地域政策課 市民福祉課

熊毛総合支所

地域政策課 市民福祉課 産業土木課

鹿野総合支所

地域政策課 市民福祉課 産業土木課

教育委員会事務局新南陽総合出張所

教育委員会事務局熊毛総合出張所

教育委員会事務局鹿野総合出張所

2 監査の範囲

令和4年4月から令和5年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和5年4月5日（水）から令和5年6月21日（水）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

新南陽総合支所

地域政策課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	自動販売機取扱料の免除について、適正な手続が実施されていないものがあった。
	措置状況	今後は適正な手続きを実施します。
イ	指摘事項	西部市民交流センターについて、設置条例等に基づかない使用料が徴収されているものがあった。
	措置状況	今後は適正な手続きを実施します。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	保守点検業務委託について、仕様書と業務完了報告書の記載内容が異なるものがあり、履行確認に不備があるものがあった。
	措置状況	今後は業務完了報告書の記載内容の確認を徹底し、適正に履行確認を行います。

熊毛総合支所
地域政策課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	随意契約について、1 者の見積書徴取とする理由に不備があるものがあつた。
	措置状況	今後は適正に契約事務を行います。

市民福祉課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	清掃業務委託について、年度開始前に契約事務が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に契約事務を行います。

産業土木課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	有料公園専用使用料について、私人に収納事務を委託されているが、実態は徴収事務の委託であり、私人に対する事務内容の説明、指導に不備があつた。
	措置状況	今後は徴収事務の委託を行い、私人に対する事務内容の説明、指導を適切に行います。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた期日を越えて検収されているものがあつた。
	措置状況	今後は適正に検収を行います。
イ	指摘事項	草刈等業務委託契約について、分割して発注されているものがあつた。
	措置状況	今後は適正に契約事務を行います。
ウ	指摘事項	清掃等業務委託について、年度開始前に契約事務が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に契約事務を行います。

鹿野総合支所
産業土木課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	清掃業務委託について、年度開始前に契約事務が行われているものがあつた。
	措置状況	今後は年度開始後に契約事務を行います。

教育委員会事務局 鹿野総合出張所

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	後援等名義使用承認について、使用名義等を誤ったものや承認した名義の種別と異なった使用をされたものがあつた。
	措置状況	今後は適正に後援等名義使用承認を行います。

(1) 収入事務

ア	指摘事項	学校施設の使用料について、算出を誤り徴収されているものがあつた。
	措置状況	今後は適正に使用料を算出します。